

個人情報保護規則

(目的)

第1条 この規則は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)に基づき、コスモス成年後見サポートセンター(以下「当法人」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、当法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則でいう個人情報とは、当法人が管理する以下のものをいう。なお、この規則において使用する用語は、個人情報保護法において使用する用語の例による。

- (1) 会員情報
- (2) 業務管理報告書及びそれに付随する関連個人情報
- (3) その他、当法人が所持もしくは管理する全ての個人情報

(利用目的)

第3条 当法人が取り扱う個人情報の利用目的は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 当法人会員の登載情報は、当法人規則等の規定に基づき、入会手続及び後見人等候補者名簿の作成に使用するほか、以下に定める目的でこれを利用するものとする。
 - イ 各種研修の受講及び各種証明書の発行に伴う会員登録状況の確認
 - ロ 会議や催し物等に関する連絡及び会報の送付先管理
 - ハ 役員名簿等、各種名簿の作成及び管理
 - ニ 当法人 Web サイトに掲載する会員リスト
- (2) 業務報告に関して入手した情報は、当法人が行う業務管理及び会員への指導を行う目的でこれを利用するものとする。
- (3) 前2号のほか、当法人定款に定める事業目的を達成するため必要な範囲内でこれを利用するものとする。

(利用目的の変更)

第4条 前条の利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連する合理的な範囲を超えることはできないものとする。

(取得に際しての原則)

第5条 当法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

- 2 当法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 3 当法人は、前項の規定にかかわらず、直接本人から書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- 4 当法人が、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を

及ぼすおそれがあるとき

(2) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的による制限)

第6条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(データ内容の正確性の確保)

第7条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第8条 当法人は、個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 当法人は、個人データの適切な管理のために必要と認めるときは、次に掲げる事項を含む合理的な安全対策を講じるものとする。

(1) 個人データの利用者及び利用方法の制限

(2) 個人データの保管場所及び保管方法の制限

(3) 個人データの廃棄方法の制限

3 当法人は、個人データの保護を維持するために、前項の安全管理措置について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(個人情報管理者の設置)

第9条 当法人は、個人情報保護管理の責任者として、総務・財務委員長をもってこれに充て、その業務内容を理事会に報告させるものとする。

(秘密の保持)

第10条 当法人の個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

(個人データの委託に伴う措置)

第11条 当法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

3 第1項に規定する本人の同意を得るにあたっては、本人に対し、以下に掲げる事項を提示するものとする。

- (1) 個人データの提供先
- (2) 第三者に提供される個人データの種類
- (3) 第三者への提供の手段
- (4) 提供先での個人データの利用目的及び方法

(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 当法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 当法人の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第5条第5項に該当する場合を除く。）
- (3) 次項〈利用目的の通知〉、次条第1項〈開示〉、第20条第1項〈訂正〉又は第21条第1項〈利用停止等〉若しくは第2項〈第三者提供の停止〉の規定による求めに応じる手続き
- (4) 当法人が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第5条第5項に該当する場合

3 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第14条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 法令に違反することとなる場合

2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 当法人の定款を含む法令により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第15条 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第16条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条第1項又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 当法人は、前2項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第17条 当法人は、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第18条 当法人は、第13条第2項〈利用目的の通知〉、第14条第1項〈開示〉、第15条第1項〈訂正〉又は第16条第1項〈利用停止等〉若しくは第2項〈第三者提供の停止〉の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、これを受け付ける方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示等の求めの申出先は、当法人事務局とする。

(2) 開示などの求めに際して提出すべき書面等は別に定める。

（苦情及び問い合わせ等の処理）

第19条 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情及び問い合わせ等に迅速かつ適切に対応する。この事項の処理については、専務理事がその任にあたる。

（漏えいが発生した場合の措置）

第20条 当法人は、個人情報の漏えいが発生した場合は、当該個人情報に類する個人情報の安全の

確保を図るとともに、事実関係等を本人に速やかに通知し、再発の防止に努めるものとする。

(個人情報保護方針の策定、公表)

第21条 当法人は、別に定める個人情報保護方針を、当法人のホームページ上で公表するものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に必要な事項は、理事長が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。